

兵庫県公報

令和6年4月12日 金曜日 第506号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和6年度第1回及び第2回危険物取扱者試験の実施（消防保安課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	7
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	7
○ 平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（建築指導課）	8
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	12
企業庁公告	
○ 落札者等の公示	12

告 示

兵庫県告示第364号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

令和6年6月9日（日） 神戸市、姫路市、西宮市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

令和6年9月15日（日） 神戸市、姫路市、西宮市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	姫路獨協大学	姫路市上大野7丁目2-1
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
丹波篠山	県立篠山産業高等学校	丹波篠山市郡家403-1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8-65

3 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 申請方法

受付期間内に受験願書を一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部に申請する。

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県危機管理部消防保安課及び各県民局・県民センターにおいて、令和6年4月中旬から配布する。

詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

(7) 令和6年6月9日の試験

令和6年4月15日（月）から同月22日（月）まで

(4) 令和6年9月15日の試験

令和6年7月26日（金）から同年8月2日（金）まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること。（土曜日及び日曜日を除く。）

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること。（受付最終日消印有効）

(2) 電子申請（インターネットによる申請）

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

(7) 令和6年6月9日の試験

令和6年4月15日（月）午前9時から同月22日（月）終日まで

(4) 令和6年9月15日の試験

令和6年7月26日（金）午前9時から同年8月2日（金）終日まで

4 問合せ先

(1) 試験全般（電子申請を除く。）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078) 385-5799

(2) 電子申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

電話 (0570) 07-1000

~~~~~

兵庫県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

江井ヶ島土地改良区

退任役員

役員の区分

氏名

住所

監事

岸本良雄

明石市大久保町江井島168番地

~~~~~

兵庫県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

梶土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	松浪和久	丹波市山南町北和田216番地3



兵庫県告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

奥野村土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	婦木育雄	丹波市春日町野村581番地



兵庫県告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

相原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	下森啓司	洲本市五色町鮎原下512番地
同	高田和明	淡路市志筑3266番地1
同	奥和道	洲本市五色町鮎原神陽600番地136
同	木田一也	同 市五色町鮎原下663番地3
同	西尾一之	同 市五色町鮎原中邑48番地2
同	政処眞己	同 市五色町鮎原下496番地1
同	羽坂俊彦	同 市五色町鮎原中邑259番地1
監事	木田清文	同 市五色町鮎原下443番地
同	北山豊	同 市五色町鮎原中邑756番地2
同	笹谷正二	同 市五色町鮎原下271番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	下森啓司	洲本市五色町鮎原下512番地
同	高田和明	淡路市志筑3266番地1
同	奥和道	洲本市五色町鮎原神陽600番地136
同	木田一也	同 市五色町鮎原下663番地3
同	西尾一之	同 市五色町鮎原中邑48番地2
同	政処眞己	同 市五色町鮎原下496番地1
同	古家千津子	同 市五色町鮎原中邑425番地
監事	木田清文	同 市五色町鮎原下443番地
同	羽坂俊彦	同 市五色町鮎原中邑259番地1
同	笹谷正二	同 市五色町鮎原下271番地

~~~~~

**兵庫県告示第369号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
 令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

|            |          |
|------------|----------|
| 土地改良区の名称   | 認可年月日    |
| 神戸市長尾土地改良区 | 令和6年2月8日 |

~~~~~

兵庫県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
小宅統合土地改良区	令和5年8月26日

~~~~~

**兵庫県告示第371号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
 令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 道場堰土地改良区 | 令和6年2月22日 |

~~~~~

兵庫県告示第372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
相原土地改良区	令和6年3月7日

~~~~~

**兵庫県告示第373号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 申請の概要**

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
川崎重工業株式会社播磨工場  
加古郡播磨町新島8番地  
環境・エネルギー管理部長 小西達也
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
川崎重工業株式会社播磨工場  
加古郡播磨町新島8番地

(3) 汚水等の処理施設に関する事項

|                                                                   |                              |                        |             |             |             |             |             |             |             |
|-------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 種                                                                 | 類                            | 74号 特定事業場から排出される水の処理施設 |             |             |             |             |             |             |             |
| 変更前後の区分                                                           |                              | 変更前                    |             |             |             | 変更後         |             |             |             |
| 型                                                                 | 式                            | 日本水工株式会社製              |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 構                                                                 | 造                            | 鉄板+コンクリート製             |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 主要寸法                                                              |                              | 69.8m×31.6m×6.2m       |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 能                                                                 | 力                            | 970m <sup>3</sup> /日   |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 汚水等の処理方式                                                          |                              | 活性汚泥・硝化・脱窒・砂ろ過・活性炭吸着   |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 工事着手予定年月日                                                         |                              | 既 設                    |             |             |             | 既 設         |             |             |             |
| 工事完成予定年月日                                                         |                              | 既 設                    |             |             |             | 既 設         |             |             |             |
| 使用開始予定年月日                                                         |                              | 既 設                    |             |             |             | 許可後         |             |             |             |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                               |                              | 24時間連続                 |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 使用時間の季節的変動の概要                                                     |                              | な し                    |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値                   | 区 分                          | 処理前                    |             | 処理後         |             | 処理前         |             | 処理後         |             |
|                                                                   |                              | 通常                     | 最大          | 通常          | 最大          | 通常          | 最大          | 通常          | 最大          |
|                                                                   | 水素イオン濃度<br>(水素指数)            | 5.8~<br>8.6            | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>8.6 |
|                                                                   | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 27                     | 34          | 10          | 15          | 27          | 34          | 10          | 15          |
|                                                                   | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)       | 39                     | 49          | 10          | 15          | 39          | 49          | 10          | 15          |
|                                                                   | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 6.2                    | 7.8         | 1           | 1           | 6.2         | 7.8         | 1           | 1           |
|                                                                   | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | 19                     | 29          | 15          | 25          | 19          | 29          | 15          | 25          |
| リン含有量<br>(単位 mg/L)                                                | 4.7                          | 6                      | 1           | 1.5         | 4.7         | 6           | 1           | 1.5         |             |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                              | 530                    | 644         | 530         | 644         | 543         | 640         | 543         | 640         |

(4) 排出水の汚染状態及び量

| 変更前後の区分                       |    | 変更前     | 変更後     |
|-------------------------------|----|---------|---------|
| 排水口名                          |    | No. 6   | No. 6   |
| 排水量<br>(単位 m <sup>3</sup> /日) | 通常 | 382     | 395     |
|                               | 最大 | 458     | 454     |
| 水素イオン濃度<br>(水素指数)             | 通常 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
|                               | 最大 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
| 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)         | 通常 | 10      | 10      |
|                               | 最大 | 15      | 15      |
| 浮遊物質<br>(単位 mg/L)             | 通常 | 10      | 10      |
|                               | 最大 | 15      | 15      |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)  | 通常 | 1       | 1       |
|                               | 最大 | 1       | 1       |
| 窒素含有量<br>(単位 mg/L)            | 通常 | 15      | 15      |
|                               | 最大 | 25      | 25      |
| りん含有量<br>(単位 mg/L)            | 通常 | 1       | 1       |
|                               | 最大 | 1.5     | 1.5     |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年4月12日から同年5月7日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古郡播磨町住民協働部産業環境課

兵庫県告示第374号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域  
加古郡播磨町新島9番、11番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物

兵庫県告示第375号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定を解除する区域  
令和5年10月31日兵庫県告示第1098号により指定した区域（たつの市新宮町栗町字石ヶ坪410番6の一部及びたつの市新宮町鍛冶屋字石ヶ坪847番11の一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称

- ふっ素及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
- 基準不適合土壌の掘削による除去



**兵庫県告示第376号**

平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

表（稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

| 名称及び条例別表第3の該当区分        | 区 域                                           | 建築物の用途                                                                   | 指定年月日      |
|------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------|
| 加古鉄工団地地区<br>条例別表第3の5の項 | 加古郡稲美町加古字北新田北及び字北新田東の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。） | 平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の5の項に規定する建築物及び旧条例別表第3の7の項に規定する工場 | 平成17年1月11日 |
| 下草谷西地区<br>条例別表第3の5の項   | 加古郡稲美町下草谷字焼ケ谷及び字西大道の各一部で別図に示す区域               | 旧条例別表第3の7の項に規定する工場                                                       | 同 上        |
| 下草谷西地区<br>条例別表第3の6の項   | 同 上                                           | 旧条例別表第3の8の項に規定する施設                                                       | 同 上        |
| 下草谷中地区<br>条例別表第3の5の項   | 加古郡稲美町下草谷字西北野の一部で別図に示す区域                      | 旧条例別表第3の7の項に規定する工場                                                       | 同 上        |
| 下草谷中地区<br>条例別表第3の7の項   | 同 上                                           | 旧条例別表第3の9の項に規定する建築物                                                      | 同 上        |
| 下草谷東地区<br>条例別表第3の5の項   | 加古郡稲美町下草谷字東北野の一部及び草谷字相野の一部で別図に示す区域            | 旧条例別表第3の7の項に規定する工場                                                       | 同 上        |
| 下草谷東地区<br>条例別表第3の7の項   | 同 上                                           | 旧条例別表第3の9の項に規定する建築物                                                      | 同 上        |
| 草谷北地区<br>条例別表第3の5の項    | 加古郡稲美町草谷字相野の一部で別図に示す区域                        | 旧条例別表第3の7の項に規定する工場                                                       | 同 上        |



|                          |                                                                                 |                         |             |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------|
| 十七丁北地区<br>条例別表第3の5<br>の項 | 加古郡稲美町岡字拾七町の一部で<br>別図に示す区域                                                      | 同 上                     | 同 上         |
| 十七丁北地区<br>条例別表第3の6<br>の項 | 同 上                                                                             | 旧条例別表第3の8の<br>項に規定する施設  | 同 上         |
| 十七丁北地区<br>条例別表第3の7<br>の項 | 同 上                                                                             | 旧条例別表第3の9の<br>項に規定する建築物 | 同 上         |
| 池ノ内南地区<br>条例別表第3の5<br>の項 | 加古郡稲美町加古字池ノ内中及び<br>字池ノ内南の各一部で別図に示す<br>区域                                        | 旧条例別表第3の7の<br>項に規定する工場  | 同 上         |
| 池ノ内南地区<br>条例別表第3の7<br>の項 | 同 上                                                                             | 旧条例別表第3の9の<br>項に規定する建築物 | 同 上         |
| 向山地区<br>条例別表第3の3<br>の項   | 加古郡稲美町中村字田井中、字西<br>山、字松ヶ鼻、字向、字池ノ跡、字<br>真谷及び字向岡の各一部並びに中<br>一色字鈍々岡の一部で別図に示す<br>区域 | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 平成21年11月13日 |
|                          | 加古郡稲美町中村字田井中、字西<br>山、字向、字池ノ跡、字真谷及び字<br>向岡の各一部並びに中一色字鈍々<br>岡の一部で別図に示す区域          | 旧条例別表第3の2の<br>項に規定する建築物 |             |
|                          | 加古郡稲美町中村字真谷及び字松<br>ヶ鼻の各一部で別図に示す区域                                               | 旧条例別表第3の4の<br>項に規定する建築物 |             |
| 下野谷地区<br>条例別表第3の3<br>の項  | 加古郡稲美町野谷字中割、字南中<br>岡、字寅新田及び字南岡の各一部<br>並びに野寺字東岡及び字穴澤の各<br>一部で別図に示す区域             | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 平成24年1月13日  |
|                          | 加古郡稲美町野谷字中割、字南中<br>岡及び字寅新田の各一部並びに野<br>寺字東岡の一部で別図に示す区域                           | 旧条例別表第3の2の<br>項に規定する建築物 |             |
|                          | 加古郡稲美町野谷字寅新田の一部<br>で別図に示す区域                                                     | 旧条例別表第3の4の<br>項に規定する建築物 |             |

|                         |                                                                                                           |                     |            |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------|
| 高菌地区<br>条例別表第3の3<br>の項  | 加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌及び字下條の各一部で別図に示す区域                                                                          | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成24年7月27日 |
|                         | 加古郡稲美町蛸草字北條及び字高菌の各一部で別図に示す区域                                                                              | 旧条例別表第3の2の項に規定する建築物 |            |
|                         | 加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌及び字下條の各一部で別図に示す区域                                                                          | 旧条例別表第3の4の項に規定する建築物 |            |
| 高菌地区<br>条例別表第3の5<br>の項  | 加古郡稲美町蛸草字北條の一部及び野寺字下南岡の一部で別図に示す区域                                                                         | 旧条例別表第3の5の項に規定する建築物 | 同上         |
| 野寺地区<br>条例別表第3の3<br>の項  | 加古郡稲美町野寺字北條、字西谷、字中山、字中條、字西條、字石原、字鬼河原谷、字南谷、字下南岡、字上南岡、字野畑及び字出晴の各一部で別図に示す区域                                  | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成28年6月17日 |
|                         | 加古郡稲美町野寺字北條、字中山、字中條、字西條、字鬼河原谷及び字下南岡の各一部で別図に示す区域                                                           | 旧条例別表第3の2の項に規定する建築物 |            |
| 中一色地区<br>条例別表第3の3<br>の項 | 加古郡稲美町中一色字青ノ井、字新改、字下向、字堂ノ上、字宮ノ上、字宮ノ端、字水田、字宮前、字大坪、字焼田、字田中、字青ノ上及び字青の井の各一部、中村字西山の一部並びに北山字見谷の一部で別図に示す区域       | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成28年6月17日 |
|                         | 加古郡稲美町中一色字下向、字大坪、字宮ノ端、字田中、字新改及び字焼田の各一部で別図に示す区域                                                            | 旧条例別表第3の2の項に規定する建築物 |            |
| 幸竹地区<br>条例別表第3の3<br>の項  | 加古郡稲美町幸竹字丸岡、字宮ノ本、字小谷、字札ノ辻、字池ノ下、字家荒、字小店前、字南谷及び字廣ヶ澤の各一部、和田字平見、字浦山、字高岡及び字越の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域 | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 同上         |
|                         | 加古郡稲美町幸竹字丸岡及び字池ノ下の各一部、和田字平見及び字高岡の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域                                        | 旧条例別表第3の4の項に規定する建築物 |            |

|                         |                                                                                        |                         |           |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------|
| 和田地区<br>条例別表第3の3<br>の項  | 加古郡稲美町和田字大西、字平見、<br>字浦山、字備後割、字高岡、字越、<br>字新池、字東山、字鳥ハミ、字今池<br>沢、字池下及び字雁黒の各一部で<br>別図に示す区域 | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 平成30年7月6日 |
|                         | 加古郡稲美町和田字越、字高岡、<br>字鳥ハミ及び字池下の各一部で別<br>図に示す区域                                           | 旧条例別表第3の2の<br>項に規定する建築物 |           |
|                         | 加古郡稲美町和田字大西、字池下<br>及び字雁黒の各一部で別図に示す<br>区域                                               | 旧条例別表第3の4の<br>項に規定する建築物 |           |
| 西和田地区<br>条例別表第3の3<br>の項 | 加古郡稲美町中一色字中岡、字屋<br>敷前、字黒岡及び字鈍々岡の各一<br>部で別図に示す区域                                        | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 令和2年1月21日 |
|                         | 加古郡稲美町中一色字屋敷前、字<br>黒岡及び字鈍々岡の各一部で別図<br>に示す区域                                            | 旧条例別表第3の2の<br>項に規定する建築物 |           |
| 百丁場地区<br>条例別表第3の3<br>の項 | 加古郡稲美町六分一字百丁歩及び<br>字西場の各一部並びに印南字西場<br>の一部で別図に示す区域                                      | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 同上        |
|                         | 加古郡稲美町六分一字百丁歩の一<br>部及び印南字西場の一部で別図に<br>示す区域                                             | 旧条例別表第3の2の<br>項に規定する建築物 |           |
|                         | 加古郡稲美町六分一字百丁歩の一<br>部及び印南字西場の一部で別図に<br>示す区域                                             | 旧条例別表第3の4の<br>項に規定する建築物 |           |
| 北山地区<br>条例別表第3の3<br>の項  | 加古郡稲美町北山字庵垣内、上ノ<br>谷、北畑、池ノ内、西角、前江、中<br>ケ市、高代、宮ノ前、北浦、荒内の<br>各一部で別図に示す区域                 | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 令和4年4月12日 |
|                         | 加古郡稲美町北山字池ノ内、西角、<br>中ケ市、宮ノ前、北浦、荒内の各一<br>部で別図に示す区域                                      | 旧条例別表第3の2の<br>項に規定する建築物 |           |
|                         | 加古郡稲美町北山字上ノ谷、池ノ<br>内の各一部で別図に示す区域                                                       | 旧条例別表第3の4の<br>項に規定する建築物 |           |
| 金守地区<br>条例別表第3の3<br>の項  | 加古郡稲美町北山字金守山、見谷、<br>谷田、庵垣内、鳶垣内、籠池、上ノ<br>谷、庚申山、金守及び地藏山の各<br>一部並びに中村字薬師前の一部で<br>別図に示す区域  | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 令和6年4月12日 |
|                         | 加古郡稲美町北山字金守山、金守<br>及び鳶垣内の各一部で別図に示す<br>区域                                               | 旧条例別表第3の2の<br>項に規定する建築物 |           |

~~~~~

兵庫県告示第377号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。

令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

表一般社団法人兵庫県食品衛生協会の項中

「

	芦屋食品衛生協会	芦屋市公光町
	伊丹川西猪名川食品衛生協会	伊丹市千僧

を

「

	伊丹川西猪名川食品衛生協会	伊丹市千僧
--	---------------	-------

に改める。

企業庁公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年4月12日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 梶本修子

1 落札に係る物品の名称及び数量

- (1) 次亜塩素酸ナトリウム 1,538,000キログラム
- (2) ポリ塩化アルミニウム 5,084,000キログラム
- (3) 高機能粉末活性炭（5パーセントWET） 989,570キログラム

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県企業庁水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和6年3月15日

4 落札者の名称及び住所

- (1) 網干産業株式会社 姫路市大津区吉美661番地
- (2) 同上 同上
- (3) 株式会社澤野商店 神戸市長田区二葉町十丁目2番19号

5 落札金額

- (1) 73円10銭／キログラム (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。)
- (2) 34円90銭／キログラム (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。)
- (3) 398円00銭／キログラム (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。)

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 一般競争入札
- (2) 一般競争入札
- (3) 一般競争入札

7 入札公告をした日

令和6年1月30日